

# 湯沢町人権教育・啓発推進計画【概要版】

## 策定の趣旨

人権は誰もが生まれながらにして持つ権利です。「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」とうたわれています。また、「日本国憲法」でもすべての国民に基本的人権を保障しています。

現在、人権に関する問題は多様化しており、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、部落差別問題（同和問題）、感染症患者などの人権課題に加え、性的マイノリティへの差別・偏見、インターネット上での差別発言など新たな課題も出てきています。

このような社会情勢や本町の状況、町民の意識等を踏まえ、様々な人権に関する課題について、行政と町民が一体となって取り組み、町民一人ひとりの尊厳が守られる社会の実現を目指し「湯沢町人権教育・啓発推進計画」を策定します。

## 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や町の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

## アンケート調査結果

人権に関する町民意識調査を  
令和4年（2022年）8月に実施しました。



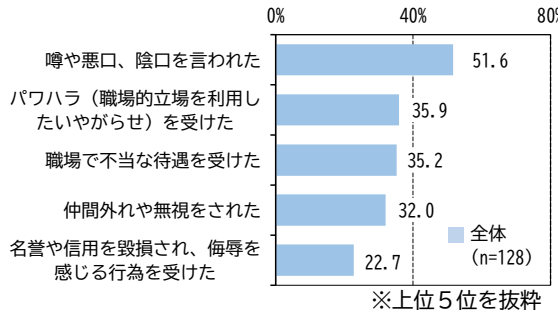
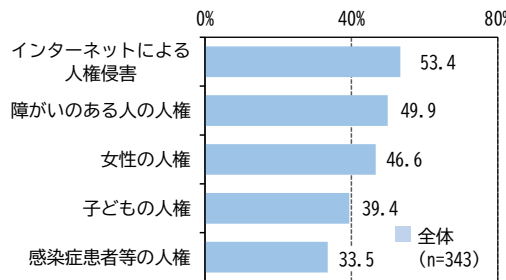
### 関心のある人権課題

関心のある人権課題について、「インターネットによる人権侵害について」が53.4%と最も高く、次いで「障がいのある人の人権について」が49.9%、「女性の人権について」が46.6%となっており、町民の関心の高いテーマは多岐にわたっています。

【人権侵害を受けたことがあると答えた方】

### 人権侵害だと感じた内容

人権侵害の内容について、「噂や悪口、陰口を言われた」が51.6%と最も高く、次いで「パワハラ（職場的立場を利用したいやがらせ）を受けた」が35.9%、「職場で不当な待遇を受けた」が35.2%となっています。



令和6年（2024年）3月  
湯沢町

## 基本理念

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、認め合い、互いの人権を尊重し合うことが重要です。

本町は、豊かな自然に恵まれ、古くは宿場町として、歴史ある温泉の町として、また国内有数のスキーリゾート地として栄えるなど、地域固有の文化を形成してきました。先人が培ってきた思いやり・おもてなしの精神を今後も町民一人ひとりが持ち続け、お互いに思いやることで、誰もが暮らしやすい人権尊重の町の実現につながります。

本計画では、こうした思いをもとに基本理念を以下のように定め、人権教育や人権啓発に関する施策に取り組みます。

共に認め合い 互いに思いやる 君と一緒に暮らす町

## 人権教育・啓発の推進

人権学習・啓発が行われる場面として、「家庭・地域社会」「学校」「職場」の3つの場面で整理を行い、各場面ごとに現状や課題をまとめ、施策の方向性を決めました。

### 場面1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

人権問題への認識を広めるための啓発を行うとともに、問題の解決を図るための取り組みやすべての人が生きがいを持って地域で安心して暮らせるための取り組みを進めます。家庭や地域社会という身近な生活の場において、お互いの存在を認め、尊重し、助け合う関係を築くことが必要です。

### 場面2 学校などにおける人権教育・啓発の推進

子どもたちの発達段階に応じ、人間の尊厳に基づく「生命」・「人権」を大切にする教育を行い、自分の感情や考えを適切に表現する力を育むとともに、コミュニケーション能力や、問題を解決する能力などの向上を図ります。さらに、湯沢学園やこども園では、周辺地域の人権問題の解決に向けて地域社会が一体となって取り組めるよう家庭や地域とも連携を深めます。

### 場面3 職場における人権教育・啓発の推進

企業内における人権研修の積極的な推進を働きかけ、すべての労働者の人権が尊重され、共に働きやすい職場づくりの啓発に努めるとともに、企業からの人権に関わる相談に適切に対応できるよう取り組みを進めます。

## 分野別人権施策の推進

分野	施策
女性の人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性の人権についての正しい理解に向けた学習・意識啓発の推進</li> <li>2 組織等における女性の参画の推進</li> </ol>
子どもの人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権に関する理解を深めるための啓発・教育</li> <li>2 子育て支援と児童虐待の防止</li> <li>3 健やかな成長に向けた地域ぐるみでの支援体制の充実</li> </ol>
高齢者の人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者が安心して自立した生活を送ることができる環境づくり</li> <li>2 高齢者の権利擁護</li> <li>3 地域の見守りや支え合い</li> </ol>
障がい者の人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 すべての人が自分らしくすごせるまちづくり</li> <li>2 地域生活の支援と社会参加の促進</li> <li>3 障がいのある人の権利擁護</li> </ol>
部落差別問題 (同和問題)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部落差別問題（同和問題）についての正しい理解と実践</li> </ol>
外国から来た人の 人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国から来た人が安心して暮らせるまちづくり</li> </ol>
移住・定住者の 人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移住・定住してきた人への支援</li> <li>2 支援窓口、情報発信の充実</li> </ol>
感染症患者等の 人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症に関する正しい理解の促進や差別意識の解消に向けた啓発</li> </ol>
インターネットに おける人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネットの正しい利用マナーの普及</li> <li>2 個人情報の保護に関わる取り組みの推進</li> </ol>
セクシュアル マイノリティの人権	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 セクシュアルマイノリティについての正しい理解の普及</li> <li>2 セクシュアルマイノリティに関する相談体制の充実</li> </ol>
その他の人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北朝鮮当局による人権侵害問題</li> <li>●犯罪被害者とその家族の人権問題</li> <li>●刑を終えて出所した人とその家族の人権問題</li> <li>●アイヌの人々の人権問題</li> <li>●路上生活者（ホームレス）の人権問題</li> <li>●災害時の人権問題</li> </ul>

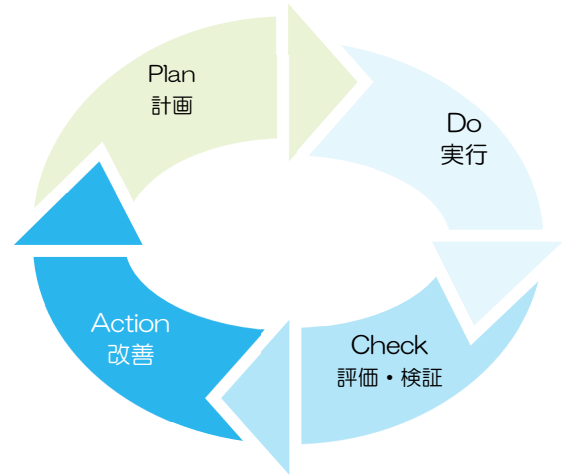
## 計画の推進・進捗管理

本計画が広く町民に浸透するよう、様々な機会を捉えて積極的な周知に努めます。

また、本計画を総合的かつ効果的に推進するために、新潟県や近隣自治体と連携を図るとともに、教育機関、企業等事業所、民間団体やボランティア等、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係を構築し、人権尊重の社会の実現を目指します。

さらに、計画の効果的な推進に向けて、各施策の進捗管理をPDCAサイクルに基づいて実施します。

### ■PDCA サイクル



### 困ったとき、悩んだときはこちらへ -相談窓口一覧-

- みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110 (平日 8:30~17:15)
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 (平日 8:30~17:15)
- 子どもの人権 110 番 (フリーダイヤル) ☎0120-007-110 (平日 8:30~17:15)
- 外国語人権相談ダイヤル  
Foreign-Language Human Rights Hotline ☎0570-090-911 (平日 9:00~17:00)  
(Weekdays 9:00~17:00)
- 法務省インターネット人権相談  
<https://www.jinken.go.jp/> 
- 子どもの人権SOS-eメール  
[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html) 

また、本町でも、あらゆる人権に関わる問題について人権擁護委員がご相談に応じる「人権なんでも相談所」を行っているほか、南魚沼人権擁護委員協議会による電話相談（☎025-772-3742）も可能です。

### 湯沢町人権教育・啓発推進計画【概要版】

発行 / 湯沢町 税務町民部 町民課  
〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地  
TEL:025-784-3453 FAX:025-784-2724